

精神科救急医療情報センター非常勤職員 募 集 要 項

1. 業務内容 メンタルケア協議会が受託している東京都精神科救急医療情報センター及び茨城県・山梨県精神科救急医療情報センターにおける電話対応、適切な関係機関への紹介等
2. 応募資格 1) 60 歳以下であること。2) 次の a. b. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、臨床心理士のうち一つ以上の資格を有し、且つ 3 年以上の精神科医療保健福祉の臨床業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10 年以上精神科医療保健福祉の臨床業務に従事した経験を有すること。
3. 勤務地 東京都の指定する相談室、メンタルケア協議会事務局（新宿駅より 10 分圏内）
4. 勤務時間 月～金曜 17～翌朝 9 時までのうち、5～11 時間（深夜帯は仮眠 2.5 時間以上あり）
土日・祝 朝 9 時～翌朝 9 時までのうち、5～12 時間
（深夜帯は仮眠 2.5 時間以上あり、日勤帯 8 時間以上の勤務では 45 分以上の休憩あり）
※ 上記のうち月 4～12 回勤務。勤務日時は前月 26 日までに決定。
※ 深夜帯のみの勤務は不可、特に新人期間中は準夜帯・日勤帯中心とする。
※ 月 13 日または 17 日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で精神科救急医療情報センターを担当するという勤務形態もあり。時間数に応じて社保完備。
5. 給 与 基本（日中）時給 1,450 円～3,050 円（経験・能力・時間帯等による）
※ 17 時以降は 10%増、22 時以降は 25%増、5～9 時は 15%増
6. 交通費 1 日 2,000 円まで実費相当支給、但し 1,000 円を超える部分は半額支給
（詳細は規定による。茨城県の方が、茨城県精神科救急医療情報センターを担当する場合には、別途相談可能。）
7. 募集人数 3～5 名程度
8. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査（3 回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
10. 募集期間 書類〆切 令和 2 年 1 月 23 日 ※〆切後も空きがあれば受け付けます。
面接日 令和 2 年 1 月下旬～平成 31 年 2 月（詳細は後日調整）
実地審査 令和 2 年 2 月～平成 31 年 3 月
採用日 令和 2 年 2 月以降応相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 採用後、年 5 回の研修会参加義務あり（時給 1013 円・交通費支給なし）

以上

メンタルケア協議会特任相談員(常勤・非常勤)募集要項

メンタルケア協議会が東京都ならびに市区町村から受託している「自殺未遂者対応連携支援事業」の相談業務を担当し、各種「心理相談」「SNS 相談」「精神科救急相談」「女性相談」のうち 1～2 業務の取りまとめ役となる相談員です。

「自殺未遂者対応連携支援」には、本人や家族に寄り添って話を聞く、地域の関連機関と連携する、救急や緊急事態への対応、などの幅広い技術と知識が必要です。臨床経験のある方でも、最初からすべてのことに慣れている方はおりません。

特任相談員は、これらの幅広い技術や知識を実地で学び、メンタルケア協議会の相談部門の中心を担っていただく人材を育成するために設けた採用枠です。

全力で教育しますので、本気で相談業務をやりたい方、ぜひご応募下さい

1. 業務内容 メンタルケア協議会が受託している相談業務、及び相談業務に係る事務
※ 相談業務は、①東京都自殺相談ダイヤル、②東京都夜間こころの電話相談、③政令市こころの電話相談、④東京都精神科救急医療情報センター、⑤他県精神科救急医療情報センター、⑥自殺未遂者対応連携支援事業、⑦女性相談、⑧企業メンタルヘルス相談、⑨東京都 SNS 相談。(①～⑤は電話相談のみ、⑥～⑧は電話及び面接相談)
2. 応募資格 1) 65 歳以下であること。2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ 3 年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
b. 10 年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業または卒業見込みで、臨床心理士資格を近年中に取得する予定であること。また、臨床実習の経験及び社会経験を有し、精神保健の相談業務に興味があること。
3. 勤務地 メンタルケア協議会事務局 (JR・大江戸線代々木駅北口徒歩 1 分、小田急線南新宿駅徒歩 3 分、新宿駅サザンテラス口徒歩 5 分) および、各相談室 (新宿から 10 分圏内)。一部女性相談は、自治体指定により 10 分圏内以上の場所あり (23 区内)。
4. 勤務時間 区分 1 9:00～19:00 (休憩 45+15 分含む)
区分 2 9:00～18:30 (休憩+移動で 1 時間含)
区分 3 13:00～22:00 または 13:30～22:30 (休憩+移動で 1 時間含)
区分 4 22:00～翌朝 6:00 または 4:30 または 9:00 (仮眠 2～3 時間を含む)
※試用期間 (担当する相談業務すべてについて、10 回勤務を終了するまで) は、区分 4 は担当不可
5. 勤務日 常勤: 区分 1～4 を各 3～8 日ずつ勤務(但し、土日祝を月 4 回以上含む)で平均週 40 時間で調整
月 17 日勤務者: 区分 1～4 を各 3～8 日ずつ勤務 (但し、土日祝を月 3 回以上含む)
月 13 日勤務者: 区分 1～4 を各 2～6 日ずつ勤務 (但し、土日祝を月 2 回以上含む)
※詳細な勤務日は前月末までにシフト表にて決定。年末年始、連休のうち数日出勤有り
※メンタルケア協議会主催の研修会・シンポジウム等の実施日及び準備日に出勤有り

6. 給 与 常勤：月額 240,000～350,000 円（区分ごとの勤務回数によって、月毎の変動有り）
勤務 1 年以上で賞与あり(年 2 回) 年度ごとに昇給あり
月 17 日勤務者：月額 220,000～320,000 円（区分毎の勤務回数によって月変動有り）
月 13 日勤務者：月額 170,000～250,000 円（区分毎の勤務回数によって月変動有り）
※試用期間は、区分 4 の代わりに区分 1～3 を担当するため、夜勤手当分が減額となる。
年度ごとに昇給あり
7. 交 通 費 常勤は月 20,000 円までの一ヶ月定期代を支給
月 17 日・月 13 日は 1 日 2,000 円まで実費相当支給(但し 1,000 円を超える部分は半額)
又は定期代のいずれか安価な方を支給。1 ヶ月 2 万円を限度とする。
8. 募 集 人 数 2～4 名
9. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査（4 回）による審査
10. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
11. 募 集 期 間 書類〆切 令和 2 年 1 月 21 日必着
※〆切後も空きがあれば受け付けます。
面接日 令和 2 年 1 月下旬～2 月（詳細は後日調整）
実地審査 令和 2 年 2 月～3 月
採用日 令和 2 年 2 月以降応相談（試用期間あり、常勤以外は年度毎契約）
12. 勤務期間 勤務開始時期は相談 常勤以外は年度ごと契約、更新あり
13. その他 全員：労災及び雇用保険加入
常勤・月 17 日勤務者のみ：厚生年金、健康保険加入
契約日より 3 ヶ月は試用期間
「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推奨されているため、受講者を優先・優遇します。(受講できない場合は、後日受講していただきます)
採用後、毎月 1 回（木曜日夜）の事例検討会と年 8 回以上の研修会参加義務あり（時給 1013 円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2 階
tel. 03-5333-6446 fax. 03-5333-6445

東京都自殺相談ダイヤル非常勤相談員 募 集 要 項

1. 業務内容 メンタルケア協議会に東京都より委託されている自殺相談ダイヤルにおける電話対応、適切な相談機関への紹介・仲介等
2. 応募資格 1) 60 歳以下であること。 2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ 3 年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
b. 10 年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 東京都の指定する相談室（新宿より 10 分圏内）
4. 勤務時間 A 13 時半～18 時半、B 18 時～22 時半、C 22 時～翌 6 時または翌 4 時半（仮眠 2～2.5 時間あり）
※ 上記のうち月 4～12 回勤務。C 勤務出来る方優先（全て C 勤務は不可）、A・B 勤務だけの場合は回数制限有り。勤務日時は前月 26 日までに決定。
※ 月 13 日から 17 日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で自殺相談を担当するという勤務形態もあり。時間数に応じて、社保完備。
5. 給 与 基本（日中）時給 1,450 円～3,050 円（SNS 相談と兼務の場合は、1,650 円～）
※ 17 時以降は 10%増、22 時以降は 25%増、5～9 時は 15%増
※ 経験、能力、時間帯、勤務日による
6. 交通費 1 日 2,000 円まで実費相当支給、但し 1,000 円を超える部分は半額支給（詳細は規定による）
7. 募集人数 5～10 名程度
8. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査（3 回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォーム（ウェブサイトからダウンロード可）ご記入の上事務局へ郵送
10. 募集期間 書類〆切 令和 2 年 1 月 23 日 ※〆切り後も空きがあれば可能
面接日 令和 2 年 1 月下旬～2 月（詳細は後日調整）
実地審査 令和 2 年 2 月下旬～3 月
採用日 令和 2 年 2 月以降応募相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推奨されているため、受講者を優先・優遇します。（受講できなかった場合は、後日受講していただきます）
採用後、年 5 回の研修会参加義務あり（時給 1013 円・交通費支給なし）

以上

こころの電話相談非常勤相談員 募集要項

1. 業務内容 メンタルケア協議会が東京都及び政令市より委託されている精神保健相談等における電話対応、適切な相談機関への紹介等
2. 応募資格 1) 60歳以下であること。2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 自治体の指定する相談室、メンタルケア協議会事務局（新宿駅より10分圏内）
4. 勤務時間 東京都相談：17時～22時、
政令市相談（遅番）：15時～21時（早番担当者との時間調整可能）
※原則として月4～12回勤務。他相談兼務の場合は、合計5回以上
※勤務日時は前月26日までに決定。
5. 給与 基本（日中）時給1,400円～2,700円（SNS相談と兼務の場合は、1,600円～）
※17時以降は10%増
※経験、能力、時間帯、勤務日による
6. 交通費 1日2,000円まで実費相当支給、但し1,000円を超える部分は半額支給
（詳細は規定による）
7. 募集人数 3～5名程度
8. 審査 書類審査、面接審査、実地審査（3回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
10. 募集期間 書類〆切 令和2年1月23日必着 ※〆切り後も空きがあれば可能
面接日 令和2年1月下旬～2月（詳細は後日調整）
実地審査 令和2年2月～3月
採用日 令和2年2月以降応相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 採用後、年5回以上の研修会参加義務あり（時給1013円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2階
tel. 03-5333-6446 fax. 03-5333-6445

市区町村女性相談非常勤相談員 募 集 要 項

1. 業務内容 市区町村より委託されている男女共同参画センターでの心理相談及び DV 相談(電話及び面接)、社会資源へのつなぎ
2. 応募資格 1) 60 歳以下であること。2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
a. 保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち一つ以上の資格を有し、且つ 3 年以上相談業務に従事した経験を有すること。
b. 心理学専攻の大学院を卒業し、1 年以上の女性相談及び精神保健分野の相談業務に従事した経験を有すること。
c. 10 年以上の女性相談及び精神保健分野の相談業務に従事した経験を有すること。
3. 勤務地 23 区内 (中西部中心)
4. 勤務日 勤務地による
※ 月 4~12 回 (原則曜日固定勤務)、土日祝の持ち回り勤務あり
※ こころの電話相談、または東京都自殺相談ダイヤルを兼務すること。
※ 月 13 日から 17 日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で女性相談を担当するという勤務形態もあり。
5. 勤務時間 8 時 30 分~21 時のうち、実働 4.5~10 時間 (途中休憩あり)
※ 曜日・時間帯については、勤務地の自治体の規定による
6. 給 与 基本 (日中) 時給 1,400 円~2,200 円 (経験、能力、時間帯、勤務日による)
※17 時以降 10%増
7. 交 通 費 1 日 2,000 円まで実費相当支給、但し 1,000 円を超える部分は半額支給
(詳細は規定による)
8. 募集人数 2~4 名程度
9. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
10. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査 (4 回) による審査
11. 募集期間 書類〆切 1 次募集 令和 2 年 1 月 23 日必着
2 次募集 令和 2 年 2 月 15 日必着
※〆切後も空きがあれば受け付けます。
面接日 令和 2 年 1 月下旬~2 月 (詳細は後日調整)
実地審査 令和 2 年 2 月~3 月
採用日 令和 2 年 3 月以降応相談 (試用期間あり、年度毎契約)
12. その他 実地審査は女性相談室で 1 回、こころの電話相談・自殺相談ダイヤルで 3 回
採用後年 5 回以上の研修会参加義務あり (時給 1013 円・交通費支給なし)

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2F
tel. 03-5333-6446 / fax. 03-5333-6445

東京都自殺防止のSNS相談非常勤相談員 募 集 要 項

1. 業務内容 メンタルケア協議会に東京都より委託されている自殺対策事業 SNS 相談における相談対応、適切な相談機関への紹介・仲介、相談業務にかかわる事務処理等
2. 応募資格 1) 60 歳以下であること。 2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10 年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 東京都の指定する相談室（新宿より 10 分圏内）
4. 勤務時間 9 月と 3 月を除く：17～22 時、9 月と 3 月のみ：15～22 時の勤務あり（休憩 30 分）
※ 調整ができれば、部分勤務可能（例：19～22 時、15～19 時、18～22 時等）
※ 上記のうち月 4～12 回勤務。電話相談と兼務が原則。自殺相談ダイヤル等と兼務できる方を優先（兼務の場合は合計月 5 回以上）。勤務日時は、前月 26 日に決定。
※ 月 13 日または 17 日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で SNS 相談を担当するという勤務形態もあり。時間数に応じて、社保加入。
5. 給 与 基本（日中）時給 1,600 円～3,050 円（自殺相談ダイヤルと兼務の場合は時給 1,650 円～、こころの電話相談と兼務の場合は時給 1,600 円～） 17 時以降は 10%増
※電話相談との兼務が原則必須、経験、能力、時間帯、勤務日による
6. 交通費 1 日 2,000 円まで実費相当支給、但し 1,000 円を超える部分は半額支給
※ご自身の都合で勤務時間が 4 時間に満たない場合は支給無し（詳細は規定による）
7. 募集人数 5～10 名程度
8. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査（3 回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォーム（ウェブサイトからダウンロード可）ご記入の上事務局へ郵送
10. 募集期間 一次募集書類〆切 令和 2 年 1 月 23 日必着
二次募集書類〆切 平成 2 年 2 月 15 日必着 ※〆切り後も空きがあれば可能
面接日 令和 2 年 1 月下旬～2 月
実地審査 令和 2 年 2～3 月
採用日 令和 2 年 2 月以降応募相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 毎年 1～3 月に行われる「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推奨されているため、受講できる方を優先。
採用後、年 5 回の研修会参加義務あり（時給 1013 円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2F
tel. 03-5333-6446 / fax. 03-5333-6445 / <http://www.npo-jam.org>